

平成28年 6 月16日

株主各位

株式会社ハチバン

株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。

今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を尊重し、平成28年9月21日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、普通株式の併合（5株を1株に併合）を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどのようにになりますか。

（所有株式数について）

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年9月21日付けで株式併合後の株式数に変更されます。（株主様に特段のお手続きの必要はございません。）

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

（議決権数について）

株式併合によって、各株主様の所有株式数は5分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は、株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成28年9月21日）の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	3,000株	3個	600株	6個	なし
例 2	2,310株	2個	462株	4個	なし
例 3	1,620株	1個	324株	3個	なし
例 4	1,000株	1個	200株	2個	なし
例 5	930株	なし	186株	1個	なし
例 6	310株	なし	62株	なし	なし
例 7	1株	なし	なし	なし	0.2株

- ①例2、例3、例5、例6に該当する株主様は、単元未満株式（効力発生後において例2では62株、例3では24株、例5では86株、例6では62株）がありますので、従前と同様に、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用いただけます。
- ②例7において発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却または買取り、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成28年12月上旬頃までにお送りすることを予定しております。
- ③例7に該当する株主様は、株式併合により所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うことになります。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。
詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。
具体的な手続きについては、株主様が取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様（上記Q4の例2、例3、例5、例6）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
具体的な手続きについては、株主様がお取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は5分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は5倍になるからです。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

今回の併合により、株主様の所有株式数は5分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 9. 株主自身で、何か手続きが必要になりますか。

特段のお手続きの必要はありません。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことは可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しています。

平成28年6月16日 定時株主総会決議日

平成28年9月14日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成28年9月15日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成28年9月21日 単元株式数変更および株式併合の効力発生日

平成28年10月下旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成28年12月上旬 端数株式の処分代金の支払開始

Q11. 株主優待制度は、どうなりますか。

単元株式数の変更および株式併合後は、同制度の基準となる所有株式数は、以下のとおりとなります。

【平成28年9月20日】

株 数	優待品（株主優待お食事券）	
	1回当たり贈呈額	年間贈呈額
1,000株以上 2,000株未満	5,000円相当の株主優待お食事券 (額面500円×10枚)	10,000円相当の株主優待お食事券 (額面500円×20枚)
2,000株以上	10,000円相当の株主優待お食事券 (額面500円×20枚)	20,000円相当の株主優待お食事券 (額面500円×40枚)

【平成29年3月20日以降（単元株式数の変更および株式併合後）】

株 数	優待品（株主優待お食事券）	
	1回当たり贈呈額	年間贈呈額
200株以上 400株未満	5,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×10枚）	10,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×20枚）
400株以上	10,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×20枚）	20,000円相当の株主優待お食事券 （額面500円×40枚）

※上記は、現時点での株主優待制度に基づくものであり、単元株式数の変更および株式併合後の株主優待制度につきましては、決定次第お知らせいたします。

（お問合せ先）

単元株式数の変更および株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または、下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号：0120-782-031（通話料無料） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）
--

以 上